

平成23年度 社団法人全日本愛鱗会事業計画

※ 事業の基本方針

本会運営上の重要課題である会員の維持確保と、収支の均衡と安定に努め、本部及び地区・支部間の協力を円滑にして諸事業活動の維持を図る。

新公益法人制度の施行に伴い、公益社団法人として認定が受けられるよう努力する。

1 組織の運営に関する事項

(1) 諸会議等の開催予定

- ア 定期総会 2回(6月・1月)
- イ 理事会 5回(5月・6月・11月・1月・その他必要に応じ)
- ウ 表彰審査委員会 1回(5月)
- エ 支部長会 2回(6月・1月)
- オ 定期の部会は6月総会時開催。鑑賞審査部の部会は別途開催する。
その他必要に応じ部会・委員会を開催。
- カ 年次監査 4月下旬
- キ 公認審査員審議会 2回(5月・1月)
- ク 公認審査員会総会 1回(6月定期総会時)
- ケ 適宜の時期に地区長会を開催する。

(2) その他の本部主催行事

- ア 全国品評会 11月
- イ 審査研修会 3回(1月・6月・各地区委託)
- ウ 魚病研究会 1回(1月)
- エ 公認審査員補考試 1回(1月定期総会時)

(3) 定期表彰

5月の表彰審査委員会において、表彰対象団体・個人を選考し、6月定期総会時に表彰を行う。

(4) 会員の維持拡大

各地区・支部地域に所在する振興会会員との交流に留意し、愛好家の入会斡旋、分会の設立等、あらゆる機会を捉えて会員入会のきめ細かな活動を継続する。

(5) 錦鯉関係団体との協力

振興会全国若鯉品評会・新潟県錦鯉品評会・振興会全日本総合錦鯉品評会への協力、その他魚病対策・飼育・鑑賞面に関する情報交換、交流等を拡大して相互の発展に資する。

2 品評会に関する事業

(1) 第47回錦鯉全国品評会の開催

- 時期 平成23年11月11日～13日
- 担当 北陸地区
- 場所 新潟県「小千谷市総合体育館」

- (2) 本部主催行事としての本旨により、全国展時の運營業務部門は各支部の協力により行う。
- (3) 地区・支部の品評会
 - ア 地区長・支部長は、地区品評会・支部品評会の開催日程及び審査員の派遣について事前調整を行い、並行的に公認審査員等の計画的養成に留意する。
地区品評会等の際し、海外会員が審査員として参加を希望した場合には、原則として受け入れる方向で本部と調整する。
 - イ 品評会終了後、各地区・支部事務局は、本部に品評会報告を行うとともに諸記録を整理保管する。
- (4) 分会品評会
 - 分会品評会は、「楽しむ品評会」として会員相互の交流と親睦を深め、特に一般愛好家の参加に門戸を開放して、会員の勧誘と基盤の拡大に努める。
分会品評会を開催した場合は、支部品評会等同様、本部に品評会報告を行うとともに諸記録を整理保管する。また、支部事務局は支部事業報告に記載報告する。

3 出版に関する事業

- (1) 「日鱗」和文（A4版・平均140頁程度）を毎月発行する。
- (2) 「日鱗」英文（A4版・平均60頁程度）を毎月発行する。

4 錦鯉の調査・研究に関する事業

- (1) 飼育魚病研究部の企画により、部内外の講師による魚病・飼育に関する研究・対策・治験例等を紹介発表する研究会を開催する。
 - ア 観賞魚魚病研究会
時期 1月
 - イ 研究会の内容を会誌「日鱗」に掲載し会員へ周知するとともに、一般愛好家への普及指導を行う。
- (2) 地区・支部が行う調査研究事業
 - 地区・支部等では、有識経験者による魚病・飼育に関する講演、会員相互の情報交換等の機会を適宜企画するとともに、本部等に情報を提供し、会誌への掲載等により会員及び一般愛好家に紹介する。

5 錦鯉の普及並びに指導に関する事業

- (1) 本部主催審査研修会
 - 鑑賞審査部の企画による公認審査員会会員を主対象とした審査研修会、定期総会時に開催する審査研修会及び各地区に委託して行う審査研修会を各1回開催する。
 - ア 公認審査員会会員を主対象とした審査研修会
時期 1月下旬
 - イ 定期総会時に開催する審査研修会
公認審査員補・地方公認審査員を主対象とし、一般会員及び海外会員の参加を認める。

ウ 各地区に委託して行う審査研修会

地区委託の研修会は、適宜の時期に行う。研修会終了後、参加者名・集計結果等を所定の様式により本部に報告するとともに諸記録を整理保管する。本部は参加した公認審査員会会員に対し、経費の一部を補助する。

(2) 鑑賞審査部員の審査研修会を年1回開催する。

(3) 支部における審査研修会は、公認審査員が指導するものとし、適宜企画開催して会員の審査鑑賞力の向上を図る。また、一般愛好家にも参加を勧誘して、本会事業への理解を深めてもらい入会の糸口とする。

(4) 審査員資格者の計画的養成

ア 地区長は地区内支部長と調整しつつ、適任者の各審査員資格の認定申請及び資格認定後の育成に配慮する。

イ 品評会審査員の派遣選考に際しては、長期的視野にたつて上級審査員の養成に留意する。

6 社会奉仕に関する事業

公共福祉施設池等の清掃奉仕、寄贈放流鯉の飼育指導や治療、市町村等福祉フェスティバルへの参加等の事業を通じて、本会活動の理解と関心を深める。

(1) 本 部

国内外大規模災害被災地への見舞金等

(2) 地区・支部等で行う社会奉仕事業

公共・福祉関係及び地元報道関係機関等との提携に努め、広報効果をあげるよう適宜企画実施する。

実施後は、会誌「日鱗」に行事内容を寄稿報告するものとする。

7 国際交流に関する事業

品評会時の審査研修会の開催を励行し、錦鯉の普及拡大と会員の増加を図る。審査員等として派遣される場合は、飼育・鑑賞に関する指導と啓蒙に努める。

(1) 海外支部等の品評会・審査研修会等については、要請により審査員・指導講師等を派遣する。

(2) 品評会には、会長賞（賞状・副賞）を贈る。

(3) 海外品評会等の派遣に際しては、委嘱状を交付し旅行災害保険経費を本部負担とする。

(4) 全国展開催時、来日する海外会員との情報交換、本部に対する運営上の見解質疑等を通じて、円滑な運営に資する。

8 その他の事業

本会運営に伴う収支の長期的安定化を図るため、地区・支部等の協力支援を受けつつ、収益に関する具体策を企画推進する。